

定例会議会議録

開催日時	令和3年6月9日（水）午前10時00分～午後0時30分
開催場所	公安委員会室、特別会議室
区分	『全体会議』議題・要旨
【報告事項】	<p>1 第379回県議会（6月定例会）の開催日程等について</p> <p>総務部長から、「会期は、6月15日（火）から7月6日（火）までの22日間を見込んでいる。警察関係の予算議案について提出はない。警察関係の予算外議案は、条例議案として、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」が提出される。また、人事議案として、令和3年7月10日に公安委員の任期（2期目）が満了する委員の任命につき同意を求める議案が提出される。警察関係の報告は、交通事故等に係る和解及び損害賠償の額の決定13件である。一般質問は、6月23日（水）から25日（金）までと29日（火）の4日間で行われるほか、予算特別委員会総括質疑及び同分科会、文教警察委員会（常任委員会）が開催される見込みである。閉会は7月6日（火）を見込んでいる。」旨の報告があった。</p> <p>2 熊の出没に伴う警察の対応状況について</p> <p>地域部長から、「熊の目撃にかかる県内の110番通報は、5月末現在、46件（前年同期比－23件）である。例年、5月以降に増加し、夏から秋にかけてピークを迎える傾向にある。県内における人身被害状況について、本年は発生がない。熊の目撃通報への地域警察官の対応について、110番通報に基づく指令による迅速な現場臨場、目撃者等からの聞き込みなどによる、被害状況の確認、住民等への注意喚起のほか、必要に応じての避難誘導、パトカーの拡声器や赤色灯による音と光での広報を実施している。また、駐在所だより等により、住民に広く周知している。各警察署に、熊スプレー、熊よけ鈴を配分し、盾などの装備資機材を活用し、受傷事故防止に努めている。」旨の報告があった。</p> <p>生活安全部長から、「関係機関等と連携した対応について、平素は、県、市町村及び有害鳥獣駆除隊員が所属する地元猟友会と連携し、目撃情報や出没時の対応等について情報共有を図っている。地域部と連携を図りつつ、市町村への連絡、情報共有及びみやぎセキュリティメール等各種広報媒体を活用した広報などを行っている。また、住宅街に出没した熊がそのまま住宅街に留まり、住民に大きな不安を与える事案が年に数件発生しており、そのような緊急時（住宅街等に出没した際）の対応については、知事等から有害鳥獣捕獲許可を受けた駆除隊員が、猟銃を使用し捕獲しており、警察としては、市町村や駆除隊と連携しながら、住民の安全確保を図っている夜間や住居集合地域等での猟銃は危険であることから、知事等の捕獲許可があっても、禁止されているところではあるが、住民への被害が差し迫った場合には、緊急避難等の措置により捕獲する場合もある。今後とも、熊の出没時には、地域と連携を図り、住民の安全確保のための対策を講じていく。」旨の報告があった。</p> <p>3 宮城県サイバーセキュリティ協議会の活動状況について</p> <p>サイバーセキュリティ統括官から、「宮城県サイバーセキュリティ協議会は、近年におけるサイバー空間の脅威の深刻化を踏まえ、宮城県と県警察が連携し、県内の産学官が参加する大規模ネットワークを構築し、全体のサイバーセキュリティの向上を図ることを目的に、令和元年5月に設立されたものである。同協議会は、県内市町村をはじめ、重要インフラ事業者や民間企業・団体、サイバー関連事業者、教育機関など、現在は合計126団体等で構成されている。活動状況について、サイバー攻撃の現状や各種セキュリティ情報等、各種脅威情報の提供が適宜行われており、設立から現在まで、98件を共有している。</p>

また、宮城県及び宮城県警察だけではなく、東北経済産業局や内閣サイバーセキュリティセンター等サイバーセキュリティ専門機関の協力を得た講演会を、設立以降13回開催している。今後の方針として、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を標的あるいは大会に便乗したサイバー攻撃、サイバー犯罪の未然防止に資する活動はもとより、大会後においても引き続き、会員相互の情報共有や各種研修を推進し、会員の自主的な被害防止対策を促進し、サイバーセキュリティに強い地域社会づくりを目指していく。」旨の報告があった。

4 「飲酒運転根絶強化月間」における取組結果について

交通部長から、「平成17年の仙台育英学園高校暴走死亡事故を風化させず、飲酒運転根絶気運の更なる醸成を図るため、同事件が発生した5月を「飲酒運転根絶強化月間」と定め、発生源対策や広報啓発、交通指導取締りを推進したものである。実施期間は、5月1日から5月31日までの1ヶ月間であり、主な取組として、仙台育英学園高等学校と協働した、「飲酒運転根絶ライブパフォーマンス」を、5月24日イオンモール新利府において実施し、飲酒運転根絶メッセージの発信や書道パフォーマンスの実演などのイベントを開催した。期間中は、日本道路交通情報センターによるテレビ・ラジオ放送や道路交通情報板による広報を実施したほか、各警察署において、飲酒運転根絶推進委員と協働した街頭キャンペーンや防災無線などによる広報啓発に努めた。期間中は、週末を中心とした飲酒検問などの取締りを強化し、「飲酒運転根絶の日（5月22日）」の前後には、県下25警察署において飲酒運転取締りを実施した。月間の実施結果等について、5月中における飲酒運転検挙は38件（前年同期比+15件）であり、例年並みの検挙となっている。飲酒運転事故の発生については、14件（同+2件）となっているが、近年の件数をみると、減少傾向を維持している。今後も、引き続き気を緩めず、広報啓発、飲酒運転の取締りの強化に努めていく。」旨の報告があった。

委員：飲酒運転等の悪質危険な違反行為に対して、積極的な運転免許証の準仮停止を推進していただきたい。

交通部長：準仮停止の確実な適用について、指導していく。

区分	『個別審議等会議』
【決裁事項】	<p>1 公安委員会苦情の調査結果及び回答案について（2件） 公安委員会補佐室課長補佐から、警察署警察官の対応に関するもの及び告訴事件捜査に関する公安委員会苦情の調査結果及び回答案について説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。</p> <p>2 公安委員会苦情の受理について 公安委員会補佐室課長補佐から、告訴事件捜査に関する公安委員会苦情の受理について説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。</p> <p>3 警察職員の援助要求について（2件） 公安課管理官から、警察職員の援助要求について説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。</p> <p>4 道路交通法の規定に基づく意見の聴取等 交通聴聞官から、運転免許取消処分に係る意見の聴取等の結果、13件の報告と説明がなされ、審議の上、量定が行われた。</p>
【報告事項】	<p>1 「宮城県警察犯罪被害者支援基本計画（案）」の策定について 犯罪被害者支援室長から、令和3年度から令和7年度までの5年間の犯罪被</p>

害者等支援の推進に係る「宮城県警察犯罪被害者支援基本計画（案）」の策定について、報告があった。

2 「公益社団法人みやぎ被害者支援センター」役員の一部改選について

犯罪被害者支援室長から、「公益社団法人みやぎ被害者支援センター」役員の一部改選について、報告があった。

3 公安条例許可申請について（令和3年5月分）

警備課管理官から、令和3年5月中における、公安条例許可申請状況について報告があった。

4 小型無人機等の飛行に関する通報書の受理について（令和3年第12号・第13号）

警備課管理官から、小型無人機等の飛行に関する通報書（令和3年第12号及び第13号）の受理について報告があった。